

議決権行使原則

議案	考え方
全般	投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するよう、議案ごとに賛否を判断し議決権を行使する。特に以下に該当する議案については、原則として会社提案に不賛同とする。
剰余金処分に関する議案	投資先企業の支払い余力を超過し、財務内容を悪化させる恐れがある配当案
取締役、監査役選任に関する議案	投資先企業の規模に照らして取締役数が著しく増加する選任案
	重大な法令違反、反社会的行為に関与した候補者の選任案
役員報酬、退職慰労金、ストックオプション等に関する議案	投資先企業の収益、財務状況に照らして著しくバランスを欠く報酬案
	重大な法令違反、反社会的行為があった企業における報酬の増額案
	重大な法令違反、反社会的行為等に関与した役員に対する退職慰労金支給案
買収防衛策に関する議案	買収防衛策の必要性、既存の株主への影響について十分な説明がなく、納得性が乏しい案
合併、買収等の資本の変更に関する議案	施策の必要性、既存の株主への影響について十分な説明がなく、納得性が乏しい案
定款変更に関する議案	施策の必要性、既存の株主への影響について十分な説明がなく、納得性が乏しい案